



For all Purchase Orders dated on or after 1st June 2014: The following Terms & Conditions apply to all purchases made by Pfizer or any of its divisions or subsidiaries (including Wyeth) Pfizer Ltd Standard Terms & Conditions (1st June 2014 Japan)

標準取引条件

本標準取引条件における甲はファイザーを指すものとし、乙は取引先を指すものとする。本標準取引条件は、第1項に規定する発注に適用されるが、甲乙間で取引基本契約書、またはその他の契約書を締結している場合には、当該締結済み契約書の規定が優先して適用される。

1. 発注

甲は、電子商取引システムによって、目的物、単価、数量、納入場所、仕様その他の取引条件を明示した発注書を送付する。発注日の翌日から起算し3営業日以内に乙から当該発注を受注しない旨の意思表示を書面で甲が受領しない場合、当該発注は、4営業日目に成立したものとみなす。

2. 納入

- 乙は、発注書で定められた条件にしたがって、目的物を納入する。納入期日、納入場所およびその他の納入条件については、別途甲が指示するところにしたがう。
- 乙は、甲の事前の承諾なく、納入期日を任意に変更してはならない。乙は、発注書、契約書で定められた期日に目的物を納入できないことが明らかになったときは、直ちにその旨を甲に通知し、甲の指示にしたがうものとする。
- 乙の責めに帰すべき事由により、目的物を納入期日に納入することができない、あるいは、役務が提供できない場合は、甲は、直ちに当該発注を解除することができる
- 定期行為において納入期日の遅延が生じた場合には、その遅延が乙の責めによるか否かにかかわらず、直ちに乙が納入可能である場合を除き、納入期日の経過をもって当該定期行為は解除されたものとみなす。
- 乙は、目的物の納入に際し、納品書、仕様書、品質評価書その他のあらかじめ甲乙間で合意した目的物の納入に関連する書類を甲に提出する。

3. 履行

- 乙は、取引上の義務の履行に際し適用される国内外の関係法令、条例および諸規則等ならびに甲の業界における自主基準（医療用医薬品製造販売業公正競争規約、医療用医薬品プロモーションコード等）を遵守するとともに、甲が遵守を求めた甲の会社方針および業務手順を遵守する。
- 乙は、以下各号の一に掲げる事項について表明し、保証する。
 1. 乙および乙の再委託先または調達先が「組織犯罪対策要綱」（平成16年10月25日警察庁次長通達）に規定される暴力団・暴力団関係企業・暴力団員等（以下「反社会的勢力」という）でないこと、および反社会的勢力でなかったこと。
 2. 乙の取締役、監査役およびこれらに準ずる役員並びに乙の経営を支配する者が反社会的勢力でないこと、および反社会的勢力でなかったこと。
 3. 反社会的勢力を利用しないこと、および利用していないこと。
 4. 反社会的勢力に対して資金等の提供または便宜の供給などを行わないこと、および行っていないこと。

5. 第三者をして甲に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いて、甲の名誉を毀損し、また相手方の業務を妨害しないこと。

6. 乙の親会社もしくは関係会社およびこれらの役員等が、前各号に定める事実該当しないこと。

- 乙は、乙の不正行為により取得した第三者の営業秘密を甲乙間の取引において使用または甲に対して開示しないものとする。

4. 下請等

- 乙が、取引上の義務の履行に関して、下請け、再委任その他の形式によって第三者を利用する場合には、甲の事前の承諾を要する。
- 前項の規定にしたがい、乙が、第三者を利用し、当該第三者と乙との間で目的物に関する請求・紛争が生じた場合には、乙は自己の責任と費用において、これを解決するものとし、また、甲に損害が生じた場合には、その損害を賠償するものとする。

5. 検査・受領

- 甲は、目的物の納入後直ちに、発注書において定める基準に基づき検査を行い、発注書において定める検査期間内に当該検査の可否を乙に対して通知する。
- 検査の結果、甲が、当該目的物が発注書において定める基準を満たしていると判断した場合、検査合格の通知をもって、甲において当該目的物を受領したものとみなす。但し、検査期間内に甲から検査結果についての通知がない場合には、検査期間の経過をもって当該目的物を甲において受領したものとみなす。

6. 不合格

- 検査の結果、甲が、数量の過不足または目的物の瑕疵（権利の瑕疵を含む。以下同じ。）を発見した場合には、甲は、直ちにその旨を乙に通知する。この場合、乙は、自己の費用負担により、速やかに、余剰分を引き取り、不足分を追加納入し、瑕疵を修補または瑕疵のない目的物と交換すべき義務を負い、追加納入された目的物および修補または交換された目的物は、改めて甲の検査を受けるものとする。
- 検査の結果、甲が、当該目的物が発注書において定める基準に達していないと判断した場合（当該目的物が目的物の性質、形状および効用等あらかじめ発注書で定められた仕様に適合しない場合を含むがこれらに限られない。）には、甲は、前項の定めにかかわらず発注書を解除することができる。
- 前条第1項所定の検査の結果、甲が、当該目的物が発注書において定める基準に達していないと判断した場合であっても、甲が、当該目的物の全部または一部について甲における使用に堪えることができると判断したもののについては、甲は、その裁量により代金を減額して引き取ることができる。この場合、引き取りを実施した時点をもって、甲において目的物を受領したものとみなす。

7. 権利移転・危険負担

目的物の所有権および危険負担は、5. 検査・受領または6.不合格3項の条件に基づき乙から甲に移転する。

8. 知的財産権

- 著作権
 1. 目的物に著作権が含まれる場合には、著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。）は、受領時をもって乙から甲に移転するものとする。
 2. 乙は、前項に基づく著作権の移転がなされた場合は、甲に対して、当該著作権に関する著作者人格権を行使してはならない。
 3. 目的物に含まれる著作権について、乙以外の権利者が存在する場合、乙は、自らが当該目的物の権利者として単独で権利を行使できるよう必要な措置を講じるものとし、本条第1項に基づき、乙から甲へ権利を移転するものとする。また、乙は甲に、乙以外の権利者に著作者人格権を行使させないことを保証する。
- 考案等
 1. 取引上の義務の履行に際して得られたデータ、情報、発明、発見、ノウハウ等（以下、「新規知見」という）について、乙は速やかに甲に通知するものとし、甲および乙はその取扱いを協議して決定する。

2. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、日本国内または国外を問わず、新規知見を特許庁その他の政府関係機関または特許事務所等に提出、開示および公表してはならない。

- 第三者の知的財産権

1. 乙は、目的物について、第三者の知的財産権等その他権利を侵害していないことを表明および保証する。
2. 目的物について、第三者との間で知的財産権に関する請求・紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、また、甲に損害が生じた場合には、その損害を賠償するものとする。

9. 保証

- 瑕疵担保責任

乙は、甲による検査にかかわらず甲による目的物受領時から1年以内に発見された瑕疵について、甲の要請にしたがって乙の責任と負担においてこれを修補しまたは代替物を納入しなければならない。但し、甲は、瑕疵修補または代替物納入に代えて、代金減額の請求または発注の解除をすることができる。

- 製造物責任

1. 目的物について、甲または乙が第三者から製造物責任を問われた場合には、甲または乙は、次のとおり各々責任を負担する。
 - (1) 目的物の欠陥については、乙がその責任を負担する。この場合に、甲が第三者に対して製造物責任を負担しまたは請求を受けていた場合には、甲は、乙に事前または事後に求償することができる。
 - (2) 前号にかかわらず、目的物の欠陥が甲の指示によることが明白な場合には、甲がその責任を負担する。
2. 前項の定めによって責任分担が明確にならない場合には、甲および乙は、相互に当該欠陥に対する寄与の程度を勘案し、協議のうえで負担割合を定める。
3. 裁判所による判決、決定等により甲および乙の負担すべき責任が確定した場合には、甲および乙は、これらにしたがって責任を負担する。
4. 甲および乙は、製造物責任対策を十分に講じ、相手方に対し、前三項で決定された負担割合以上の責任負担をさせないよう、相互に努めるものとする。

10. 支給品・貸与品

- 支給品・貸与品

1. 甲は、取引上の義務の履行に必要と判断される場合には、乙に対し、甲が調達した原材料資材等や甲の施設設備等を支給または貸与する。
2. 乙は、支給品や貸与品が甲の所有に帰するものであることを了解し、取引上の義務の履行に必要な範囲でこれを使用することができる。
3. 乙は、善良な管理者としての注意をもって支給品や貸与品を保管すべき義務を負う。甲は、乙に対し、支給品に関する在庫証明書の発行を適宜要請することができる。
4. 乙は、甲の要請があった場合には、速やかに支給品や貸与品を甲に返還する。

11. 秘密保持・個人情報保護

- 秘密保持

1. 乙は、秘密情報を善良な管理者としての注意をもって保管するものとし、甲の事前の書面による承諾なくして第三者に開示し、または取引上の義務の履行の目的以外の目的で使用してはならない。
2. 前項の規定は、次の各号の一に該当することを乙が証明できるものについては、この限りでない。
 - (1) 甲から提供された際に、既に乙が適法に自ら有していたもの。
 - (2) 甲から提供された際に、既に公知であったもの。
 - (3) 甲から提供された後に、乙の責によらずに公知となったもの。
 - (4) 乙が、正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を課せられることなく提供されたもの。
 - (5) 甲の秘密情報によらず独自に開発したもの

3. 乙は、秘密情報を、取引上の義務の履行の目的達成のために必要かつ最小限の範囲で、乙の役員および従業員ならびに甲から文書による事前の承諾を得た第三者に開示することができる。この場合、乙は、本標準取引条件により自己が負っているのと同じの秘密保持、使用目的制限等の義務をそれらの者に課すとともに、それらの者による当該義務の履行につき甲に対して責任を負う。

4. 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、秘密情報を複製してはならない。

5. 乙は、発注書に定める業務が終了した場合および甲から要請があった場合には、甲の指示にしたがい保管している秘密情報を速やかに返還または廃棄、消去するものとし、以後一切使用しない。

● 個人情報保護

1. 乙は、取引上の乙の義務を履行するため、個人情報を必要に応じて使用（但し、加工、複写、複製を行ってはならない。）するものとし、他の目的に一切使用してはならない。また、乙は、個人情報を第三者に開示、漏洩、提供、貸与又は譲渡してはならない。

2. 甲が乙に、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）で定める個人データを開示する場合には、甲乙間で、個人情報の取り扱いについて別途契約を締結する。

12. 不可抗力

- 乙が、不可抗力事由により、取引上の義務を履行できない場合、当該不可抗力事由の存在する期間、かかる義務の履行について免責される。
- 不可抗力事由が生じた場合、乙は、不可抗力事由が乙による義務の履行に及ぼす影響を最小限に止める最善の努力をするものとする。
- 乙が不可抗力事由により取引上の義務を履行できない場合、甲は、本件発注を解除することができる。

13. 債権譲渡の禁止

- 乙は、発注書に基づいて発生する甲に対する債権債務を、甲の文書による事前の承諾なくして第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならないものとする。

14. 汚職防止規定

- 乙は、本件発注に係る業務の実施にあたり、添付別紙に規定する「汚職防止規定」が適用されることに同意し、同規定に定められた事項について表明および保証し、または同意します。

別紙

1. 「政府関係者」とは以下のものをいいます。
 - a. 政府関係者として選出または任命された者（議員や官公庁の役職員など）
 - b. ①政府関係者、②公的機関、または③公的な機能を有するか、もしくは政府によって所有または管理されている法人のために、業務を行う従業者または個人（例：国立病院に雇用されている医療担当者、または国公立大学に雇用されている研究者など）
 - c. 政党役員、公職候補者、または政党や公職候補者のために業務を行う従業者または個人
 - d. 公的国際機関のために業務を行う従業者または個人
 - e. 王室または軍隊に属する者
 - f. 法令で政府関係者に分類されるその他の個人

2. 乙は、次の各号に掲げる事項を表明・保証します。
 - a. 乙は、各種契約・取引において物品またはサービスを提供するために、必要な法令上の許認可、または資格を有しており、かつ、乙が当該物品またはサービスを提供することを妨げる何らの制限もないこと。
 - b. 乙は、ファイザーが不正に取引を獲得もしくは継続するため、または不正に取引上の便宜を得るために、政府関係者を含めいかなる人へ影響を与える意図をもって、金銭その他の経済的価値のあるものの直接・間接的な提供、もしくは提供または支払いを認可したことがなく、また将来もしないこと。また、乙は、過去にそのような支払いを受けたことがなく、将来も受け取らないこと。
 - c. 乙は、「ファイザーにおける汚職防止指針」を提供されており、乙を代理する者または再委託先を含め、ファイザーから受託した業務に関連して、乙のために業務を実施するすべての方に「ファイザーにおける汚職防止指針」を伝達したこと。
 - d. ファイザーの汚職防止に関する調査に関連して、乙がファイザーに提供するすべての情報は、完全で、真実かつ正確であること。また、乙は、乙、もしくは企業調査質問票で特定された個人およびその近親者（企業調査質問票で定義される）に関して、企業調査質問票での回答に各種契約・取引の履行期間に何らかの変更があった場合、ファイザーに通知することに同意すること。
 - e. 乙は、①業務の実施状況、および当該実施に要した費用に関して、合理的な範囲で詳細な、真正かつ十分な書類を提出し、②真正、正確かつ完全な請求書、明細書、帳簿その他の記録を保管し、かつ、③ 臨時の立替費用の負担について、ファイザーから書面による事前の承認を得ること。
 - f. 乙は、各種契約・取引の有効期間中および各種契約・取引に基づく最終の支払いから3年間、ファイザーの内部または外部の監査人に対して各種契約・取引に基づく取引に関連する帳簿、資料および記録の閲覧を認めること。各種契約・取引に臨床研究が伴う場合、秘密保持を徹底するために、受け入れ可能な秘密保持条項が各種契約・取引に含まなければならない。
 - g. 【業務受託者がエンハンスト審査対象取引または PIGO に関連したベーシック審査対象取引に該当する場合：乙は、ファイザーの要請に従って、年1回、「第三者取引に関する年次遵守証明書」をファイザーに提出すること。】
 - h. 【業務受託者が MAPP に従って、ファイザーからトレーニングの実施を要求される場合：乙は、ファイザーの要請に従って、ファイザーから受託した業務に関連して乙のために業務を実施する方が、ファイザーが提供する汚職防止トレーニングを受講すること、および各種契約・取引締結時ならびに各種契約・取引期間中に当該トレーニングを必要とする方をファイザーに通知することに、同意すること。】
 - i. 【業務受託者が MAPP に従うことを求められる場合：乙は、各種契約・取引の履行に伴い、ファイザーが定める通りに乙の関連する従業員にファイザーが提供する汚職防止および/または MAPP に関するトレーニングの受講を要求することを含めて、ファイザーの My Anti-Corruption Policy and Procedures (MAPP) に従うことに、同意すること。】